

江戸川区子ども医療費助成条例

(目的)

第一条 この条例は、子どもを養育している保護者に対し、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健やかな育成に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において「子ども」とは、六歳に達した日の翌日以後における最初の四月一日から七歳に達した日以後における最初の三月三十一日までの者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 子どもを監護し、かつ、生計を同じくする父又は母

二 父母に監護されず又は生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

3 前項第一号の場合において、父及び母がともに子どもを監護し、かつ、生計を同じくするとき、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者が監護し、かつ、生計を同じくするものとみなす。

4 この条例にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時、婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(対象者)

第三条 この条例における医療費の助成の対象となる子ども（以下「対象者」という。）は、江戸川区内に住所を有する子どもであって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）又は江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により、医療に関する給付が行われるもの又

はこれに準ずる者として規則で定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）により保護を受けている者

二 規則で定める施設に入所している者

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する里親に委託されている者

（助成の範囲）

第四条 医療費の助成の範囲は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法により算定した額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって、対象者に係る国民健康保険法の規定による世帯主又は社会保険各法の規定による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額とする。

2 前項の助成は、他の法令によつて医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（医療証の交付）

第五条 医療費の助成を受けようとする保護者は、その養育する対象者について、規則で定めるところにより、区長に申請し、助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（医療費の助成）

第六条 区長は、前条の規定により医療証の交付を受けた保護者が、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「病院等」という。）に医療証を提示して、対象者に係る診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があるとき、助成する額を保護者に支払うことができる。

(届出)

第七条 保護者は、第五条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第八条 医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第九条 区長は、偽りその他不正な行為によつて、医療費の助成を受けた者があるときは、その者から助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(説明)

子育て支援のため、子どもの医療費助成の拡充を行う必要があるので、本案を提出いたします。